

# 訪問介護の運営規程

## もみじケア訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 もみじケア株式会社が開設するもみじケア訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 もみじケア訪問介護事業所
- ② 所在地 広島県廿日市市廿日市二丁目5番9号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 サービス提供責任者、訪問介護員と兼務
- ② サービス提供責任者 13名 訪問介護員と兼務。管理者を含む
- ③ 訪問介護員 86名 管理者、サービス提供責任者を含む
- ④ 事務員 5名

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の割合の額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越える地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤ 養護者や要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを担当介護支援専門員、市に通報するものとする

(身体拘束に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の身体拘束について次のとおりとする。

- ① 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

(業務継続計画策定に関する事項)

第10条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しています。発生時には当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、廿日市市(吉和地域を除く)・広島市佐伯区(湯来地域を除く)の地域とする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はもみじケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
この規程は、平成19年1月1日から施行する。  
この規程は、平成19年7月1日から施行する。  
この規程は、平成19年9月1日から施行する。  
この規程は、平成19年11月1日から施行する。  
この規程は、平成20年6月1日から施行する。  
この規程は、平成21年9月1日から施行する。  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
この規程は、平成22年12月1日から施行する。  
この規程は、平成23年5月1日から施行する。  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、平成24年9月1日から施行する。  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年5月1日から施行する。  
この規程は、平成26年6月1日から施行する。  
この規程は、平成27年1月1日から施行する。  
この規程は、平成28年5月11日から施行する。  
この規程は、平成28年8月17日から施行する。  
この規程は、平成28年10月10日から施行する。  
この規程は、平成30年3月1日から施行する。  
この規程は、平成30年5月1日から施行する。  
この規程は、平成30年7月1日から施行する。  
この規程は、平成31年2月1日から施行する。  
この規程は、令和1年11月1日から施行する。  
この規程は、令和1年12月1日から施行する。  
この規程は、令和2年3月1日から施行する。  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
この規程は、令和2年8月1日から施行する。  
この規程は、令和2年10月1日から施行する。  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程は、令和3年8月1日から施行する。  
この規程は、令和3年9月1日から施行する。  
この規程は、令和4年2月1日から施行する。  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
この規程は、令和4年5月1日から施行する。  
この規程は、令和4年8月1日から施行する。  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
この規程は、令和5年7月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。